

所 国 協 第 6 号
令和 2年11月11日

所沢市長 藤 本 正 人 様

所沢市国民健康保険運営協議会
会 長 本 橋 栄 三

所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について（答申）

令和2年8月12日付け所国第188号で諮問された「所沢市国民健康保険税賦課限度額の改定について」は、各種資料等を参考に慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり結論に達したので、ここに答申します。

記

令和3年度国民健康保険税の医療給付費分賦課限度額を61万円から63万円に、介護納付金分賦課限度額を16万円から17万円に引き上げる。

なお、施行日は令和3年1月1日とする。

付帯意見

新型コロナウイルス感染症の影響による税収減が予想される中、特定健康診査などの受診率向上による健康寿命の延伸を目指すとともに、今後も引き続き、収納率の向上による税収の確保やジェネリック医薬品の利用促進による医療費の抑制により、健全な財政運営に努めていただきたい。

なお、将来、赤字が解消された際には、被保険者に対する還元策を検討・実施していただきたい。